

当薬局では

令和元年7月1日より

- ・調剤基本料1 42点 ⇒ 令和6年6月1日から45点 に変更 の他

令和元年10月1日より

- ・後発医薬品調剤体制加算3 26点 →令和2年4月からは28点

令和4年1月1日より

後発医薬品使用体制加算2 22点 に変更。

令和4年4月1日より

後発医薬品使用体制加算1 21点 に変更。

令和6年6月1日より

後発医薬品使用体制加算2 28点 に変更。

令和6年12月1日より

後発医薬品使用体制加算3 30点 に変更。

令和2年4月1日より

- ・在宅患者調剤加算 15点

⇒令和6年6月1日より在宅薬学総合体制加算1 15点 に変更

令和2年8月1日より

- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料 76点・291点

令和4年12月1日より

- ・地域支援体制加算1 39点 ⇒令和6年6月1日より32点 に変更

令和5年5月1日より

- ・連携強化加算 2点 ⇒令和6年6月1日より5点 に変更

令和6年6月1日より

- ・医療DX推進体制整備加算 4点（月に1回）

令和6年12月より

医療DX推進体制整備加算 6点（月に1回） に変更

令和7年3月1日より

特定薬剤管理指導加算2 100点

をそれぞれ算定させていただいております。

ご負担金が増えてしまい申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご了承のほどお願い申し上げます。

ニューロン薬局 尼崎店